

# くらしのかわら版

創刊号

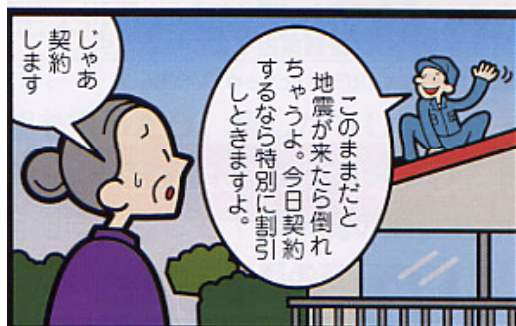
特  
集

## 悪質リフォームの実態！

(P 2)

### クーリング・オフ制度を 知っておきましょう！

(P 3)



<新着図書紹介>

<ご利用下さい！>

高齢者向け啓発リーフレット  
「悪質商法前線活発化！！」

貸出用啓発パネル  
「個人情報～  
自分で漏らしていませんか」

(P 4)

<発行にあたって>

このたび、滋賀県立消費生活センターでは、消費者の皆様は今どきの新鮮情報をお届けするための、「かわら版」を発行することとなりました。

当センターには、たくさんの苦情や要望が寄せられますのでその時々のお客様が抱えておられる不満や悩みが手にとるように伝わってきます。これらの貴重な消費者情報を整理し、皆様のくらしに役立つ情報として分かりやすく発信してまいりたいと思っています。

また、この「かわら版」をご覧いただいた皆様からも、地域で起きている身近な話題をお寄せいただくなど、この「かわら版」を通じ、消費者の皆様とセンターがより近い関係になりますことを願っております。

平成17年11月 滋賀県立消費生活センター所長

特

## 悪質リフォームの実態！

集

○一部の悪質なリフォーム業者によるトラブルが問題になっています。消費生活センターに寄せられるトラブル事例を元に、巧妙な手口とその対処法についてご紹介します。

### <トラブル事例>

突然やってきた業者が、**無料で診断**すると言うので試しにお願いした。耐震診断だけのつもりだったのに「このままでは家が傾く」と言われ、そのまま耐震工事契約をした。本当に必要だったのだろうか・・・。



**「無料で診断」は家に上がり込むための口実**です。不安をあおられそのまま契約をしがちですが、本当に必要な工事かどうか、地元の工務店などで確認することが大切です。

突然やってきた業者に屋根瓦の葺き替え工事を勧められた。**見本工事**なので**特別価格**になると言われ契約したが、今から思えば高額である。解約したいが工事はその日のうちに始まってしまった。



ひとりで決めるのはさけましょう。数社から見積書を取り、自分で価格の相場を調べてみることも大切です。**工事が始まっていても、クーリング・オフ期間内であれば無条件で解約できます。**

以前に耐震工事を契約した業者が、アフターサービスで点検に来た。耐震工事は異常ないが、床下にシロアリが見つかったと言われ、すぐにシロアリ駆除剤を散布することになった。



一度言われるままに契約をすると、次々に理由を付けて契約を取り付ける**「次々販売」**のカモになりかねません。



これらの事例は、一定の期間内であれば無条件で解約できる**「クーリング・オフ制度」**を利用して解決できます。

## ★クーリング・オフ制度を知っておきましょう！★

＜トラブル事例＞のように、こちらから頼んでもいないのに勝手に業者の方から自宅にやってきて商行為を行う販売方法（訪問販売）によって結んだ契約には、**クーリング・オフ**という、契約後一定の期間内であれば無条件で解約できる制度があります。

（訪問販売）

クーリング・オフ期間：契約書を受け取った日から8日間

◆クーリング・オフは必ず書面で行います。

〒 □ □ □ □ - □ □ □ □	
切 手	○ ○ 株 式 会 社
氏 名	代 表 者 様
住 所	△ △ 市 △ △ 町 × × 番 地

平 成 ○ 年 ○ 月 ○ 日	右 記 ○ の 契 約 は 解 除 し ま す	担 当 ○ ○ ○ 様	販 売 会 社 名 ○ ○ ○ ○ 株 式 会 社	契 約 金 額 ○ ○ ○ ○ 円	商 品 名 ○ ○ ○ ○ ○	契 約 日 平 成 ○ 年 ○ 月 ○ 日
-----------------	-------------------------	-------------	---------------------------	-------------------	-----------------	-----------------------

**重要**

- ・ハガキの両面を**必ずコピー**して残しておきましょう
- ・郵便局で**簡易書留または配達記録郵便**で出しましょう。
- ・クレジットを利用した契約した場合は信販会社にも通知することを忘れずに～。

◆ 不安な場合や疑問を感じた時は、8日を過ぎていてもあきらめず、消費生活センターや最寄りの消費生活相談窓口にご相談下さい。

滋賀県立消費生活センター 0749-23-0999 （平日のみ）

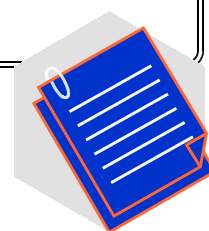
滋賀県立消費生活センター分室 077-563-7009 （平日・土日）

（相談時間 9:15～16:00）

## <新着図書紹介>

- ★ あなたを守る法律知識
- ★ ニュースがわかる法律常識～弁護士から見た世相
- ★ マンガ 相続の法律入門
- ★ マンガ あなたの年金いまいくら？
- ★ もしも裁判員にえらばれたら
- ★ そこが知りたい 銀行窓口の個人情報保護

貸出無料



## <ご利用下さい！>

- ◎ **高齢者向け啓発リーフレット 「悪質商法前線活発化！！」**  
悪質商法の具体的な手口や、被害に遭わないための対処法を紹介した、A3二つ折りのリーフレットです。(無料)

- ◎ **貸出用啓発パネル**

- 「**個人情報～自分で漏らしていませんか**」

- 個人情報は大切な財産です  
暮らしの中でできる個人情報の守り方を  
分かりやすく紹介しています。

<貸出申込は、消費生活センター（彦根）もしくは  
消費生活センター分室（草津）まで。  
詳しくは、県立消費生活センターホームページを  
ご覧下さい>



- 4 -

「暮らしのかわら版」の記事は自由に使用していただいて構いませんが、必ず「参考：滋賀県立消費生活センター発行暮らしのかわら版」等の文言を入れてください。

「暮らしのかわら版」についてのご意見、ご感想をお待ちしています。  
内容に関するご要望やご感想などをお寄せください。

インターネットでもご覧頂けます。  
<http://www.pref.shiga.jp/c/shohi/>

平成17年11月発行

〒522-0071 彦根市元町4-1  
**滋賀県立消費生活センター**  
☎0749-27-2233